

平成20年12月9日判決冒渡
同日判決原本領収
裁判所書記官 阪本 拓人

平成20年(ネ)第3662号損害賠償等請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成19年(ワ)第10498号)

口頭弁論終結日・平成20年9月30日

判 決

東京都港区南青山1-15-18リーラ乃木坂1101 有限会社フレーム内

| | |
|------------|---------|
| 控 訴 人 | 廣 末 涼 子 |
| 同 訴訟代理人弁護士 | 村 上 重 俊 |
| 同 | 外 山 太 士 |
| 同 | 定 近 直 之 |

東京都千代田区一ツ橋二丁目3番1号

| | |
|------------|---------------|
| 被 控 訴 人 | 株 式 会 社 小 学 館 |
| 同 代表者代表取締役 | 相 賀 昌 宏 |

東京都千代田区一ツ橋二丁目3番1号 株式会社小学館内

| | |
|--------------|---------|
| 被 控 訴 人 | 森 万 紀 子 |
| 上記兩名訴訟代理人弁護士 | 竹 下 正 己 |
| 同 | 山 本 博 毅 |
| 同 | 多 賀 亮 介 |
| 同 | 大 山 弘 通 |

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人兩名は、控訴人に対し、連帯して230万円及びうち200万円に対する平成19年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人の被控訴人兩名に対するその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じて4分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人兩名の、それぞれ負担とする。

3 本判決は、1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

(1) 原判決を次のとおり変更する。

ア 被控訴人兩名は、控訴人に対し、連帯して2391万4190円及び内2000万円に対する平成19年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被控訴人兩名は、原判決別紙1記載の謝罪広告を、被控訴人株式会社小学館が発行する週刊誌「女性セブン」及び読売新聞全国版朝刊社会面に、原判決別紙2記載の掲載要領にて、各1回掲載せよ。

(2) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人兩名の負担とする。

(3) 仮執行宣言

2 控訴の趣旨に対する答弁

(1) 本件控訴を棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担する。

第2 事案の概要

1 本件は、女優である控訴人が、被控訴人森万紀子（以下「被控訴人森」という。）が編集し、被控訴人株式会社小学館（以下「被控訴人会社」という。）が発行した週刊誌の「女性セブン」（平成19年3月22日号、以下「本件雑誌」という。）に掲載された記事によって、控訴人があたかも夫以外の男性と不倫関係にあるかのような事実を摘示され、社会的名誉を毀損されたと主張して、被控訴人兩名に対し、慰謝料等の支払と名誉回復のための謝罪広告の掲載を求めた事案である。

原判決は、慰謝料等請求は120万円及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余は棄却し、謝罪広告の掲載の請求は棄却した。

控訴人は、原判決中、控訴人敗訴部分が不服であるとして本件控訴を申し立てた。

2 争いのない事実等

原判決の「事実及び理由」中の第2の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び当事者の主張

以下のとおり控訴人の当審における補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人の当審における補充主張)

- (1) 本件記事は、控訴人の家庭人としての社会的評価のみならず、女優としての社会的評価をも低下させるものである。すなわち、女優が不倫をしたと報道されれば、当該女優に対する社会的評価が低下し、その結果、商業ベースで成り立っている女優としての活動（CM、テレビドラマへの出演など）に悪影響を受けることが明らかである。また、女優としての活動を通じて築き上げたイメージが、いわれなき報道で破壊されれば、女優としての自己実現が阻害され、その結果、当該女優が多大の精神的苦痛を受けることも明らかである。

控訴人は、これまで不倫をしたなどと報道されたことはなく、本件記事は、控訴人に関する従前の報道とは全く次元を異にするものである。また、控訴人が自由奔放な女優であるということは事実と反し、この点を認めるような証拠は何もない。

- (2) 控訴人は、原審口頭弁論終結前に夫と離婚したが、この事実は、不倫関係を持ったかのような印象を与える本件記事の印象を増強することがあっても、これを緩和するものではないから、本件記事の違法性を低下させるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の慰謝料等請求は、被控訴人兩名に対し230万円及び内金200万円に対する不法行為の後である平成19年3月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、謝罪広告の掲載の請求は理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおり付加、訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の第3の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決17頁6行目の「家庭人としての」を「家庭人及び女優としての」に改め、同頁7行目末尾の次に「なお、控訴人の女優としての社会的評価については、これまでの控訴人に関する報道内容等に照らし、幅広い評価が可能であり、一方では自由奔放な女優であるという見方もあり得るものの、不倫をしているかのような報道がなされることによって女優としての社会的評価の低下を招来することは避け難いものというべきである。」を加える。

(2) 同17頁24, 25行目を「小さな子供を抱える母親である家庭人としてはもとより、いまだ20代の女優としての社会的評価が低下することは明らかである。」と改める。

(3) 同22頁26行目から23頁10行目までを以下のとおり改める。

「もともと、過去の雑誌等の報道(乙2ないし7)からすると、控訴人は、アイドルから女優として成長する過程において、アイドルらしからぬ奇行、男性との交遊関係等から社会的に注目され、控訴人に対する社会的評価も、好意的なものから批判的なものまで幅広くあったものと認められるから、多くの女性読者からみて、良妻賢母の女優であるという社会的評価が定着していたか否かについては疑問が否定できないところである。」

(4) 同24頁3行目の「そうであれば、」を「目撃した日時を明確に特定できないこと自体、記者としての取材姿勢が疑われるものであるが、この点をしばらくおいても、1月下旬の木曜日であるとすれば、」に改める。

(5) 同24頁13行目の「そうすると、」から16行目までを「加えて、田丸は、

約3か月前には控訴人と夫との不仲について夫に直接取材するなど控訴人には関心を持っていたというのであるから(乙8, 原審証人田丸洋二), 真に控訴人が男性のビッグスクーターに同乗していたのを目撃したとすれば, 直ちにその報道の準備を進めるのが自然であるのに, 田丸は, 目撃内容等について何らのメモをしないまま, 1か月余が経過した後に目撃場所を取り違えて本件雑誌編集部へ報告したというのであり(乙8, 原審証人田丸洋二), このような行動はいささか不可解なものといわざるを得ない。そして, その田丸証言について, 同編集部において裏付取材がなされた形跡は全くない。以上からすると, 本件記事は, 信用性の低い田丸の目撃供述に基づき, 裏付けのないまま報道されたものであり, 事実無根であると評価されてもやむを得ないものというべきであるから, このよう事情も慰謝料額を算定する際の考慮要素の一つになるものというべきである。」と改める。

(6) 同24頁17行目の「また,」を削除し, 同20, 21行目を「られる。したがって, 原審口頭弁論の終結時まで, 本件記事も取り上げ, それ自体既に読者の関心事であったと思われる離婚問題が現実のものとなったということが出来るが, 上記離婚の成立に本件記事が影響を与えたことを窺わせる証拠はないし, 他方, 上記離婚は本件記事公表後の約1年後のことであり, 本件記事公表時の読者に与えた影響を減殺するものとまではいい難い(離婚公表後本件記事を読む読者は希有であると推測されるし, 既に読者の関心事ではないものと思われる。)」と改める。

(7) 同25頁1行目から12行目までを以下のとおり改める。

「キ 以上のとおり, 不倫疑惑を内容とする本件記事は, 妻であり母である家庭人としての控訴人の社会的評価に悪影響を与えたのみならず, 自由奔放な女優という評価をも超えて女優としての社会的評価にも悪影響を与えたものというべきであり, 更に, 本件記事は事実無根と評価されてもやむを得ないものであったといえるから, 本件記事によって控訴人の女優として

の芸能活動に悪影響が生じたとは認められないこと等を考慮しても、控訴人が本件記事によって受けた精神的苦痛を慰謝するには200万円を下らないものというべきである。」と改める。

(8) 同25頁15行目の「100万円」を「200万円」に、同頁17行目の「20万円」を「30万円」にそれぞれ改める。

(9) 同25頁24行目の「原告については、」から同26頁2行目の「喪失していることなど」までを「本件記事は、不倫疑惑を内容とするものであり、しかも、控訴人が相手のビッグスクーターの後部座席に同乗し相手の腰に抱きついていたというものであり、家庭人及び女優としての社会的評価の低下を招くものではあるものの、今日の社会規範意識に照らして、その程度が重大であるとまではいい難く、控訴人は、その後求めていた離婚が成立し、女優としての活動に悪影響が生じたとも認められないことなど」に改める。

2 よって、これと一部異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 宗 官 英 俊

裁判官 坂 井 満

裁判官 大 竹 昭 彦

これは正本である。

平成20年12月9日

東京高等裁判所第16民事部

裁判所書記官 阪 本 拓 人

